

気象警報発表時の対応について

南伊勢高等学校
令和8年5月29日

- ①【表1】のいずれかの警報が、度会町または隣接市町に発表されている場合、生徒は登校しない。
※隣接市町＝伊勢市・多気町・大台町・玉城町・大紀町・南伊勢町

【表1】

- 暴風警報、暴風雪警報
- 暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
- 大津波警報
- レベル5大雨特別警報
- レベル4大雨危険警報

※度会町または隣接市町以外に居住地があり、その居住地に上記警報が発令されている場合は、該当生徒は登校しない。

- ②【表1】の警報が、下表の時間帯に解除された場合は、授業を実施するため、解除後十分注意して登校する。ただし、通学時間や交通機関の状況、危険性等を考慮して安全を最優先に判断し、登校しない場合は、学校に連絡をする。

表1にある警報が解除された時間	授業の開始
午前6時30分まで	1限目の授業から開始
午前6時30分を過ぎ午前11時00分	解除2時間後をめぐりに開始

※午前11時を過ぎてもなお警報が解除されていない場合は休校とする（生徒は登校しない）

- ③ 登下校中に、【表1】にある警報が発令された場合、原則として直ちに帰宅する。ただし、途中経路の安全が確認できない場合は、学校、最寄りの避難所や公共施設、頑丈なビル等への緊急避難も考えておく。保護者や学校との連絡手段を確保し、避難の状況が分かるようにすること。
- ④ 在校時に、【表1】にある警報が発令された場合は、状況に応じ指示をする。
- ⑤ 上記規定は、【表1】に示された警報が発令された場合に適用する。
台風時等における授業実施について、学校から別途必要な連絡があるときは「すぐーる」にて配信を行う。

その他の『レベル5特別警報（氾濫・土砂災害・高潮）』や『レベル4危険警報（氾濫・土砂災害・高潮）』、『波浪特別警報』、大雨警報、津波警報などが発令された場合は、生徒の居住地域や交通機関の状況、危険性等を考慮して対応することになります。

公共交通機関の運休、道路冠水等で危険な状態、またはそれらが想定される場合などは、登校を控え、安全を最優先に各自で判断してください。

必要に応じて避難するなど、命を守る行動をとりましょう。